

4の項(24) ロケット・無人航空機の開発に用いる振動試験装置、空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置

[政令]

4の項(24) 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置

[政令の解説]

ロケット又は無人航空機の開発又は試験を行うにあたって、重要な試験装置を規制するものである。

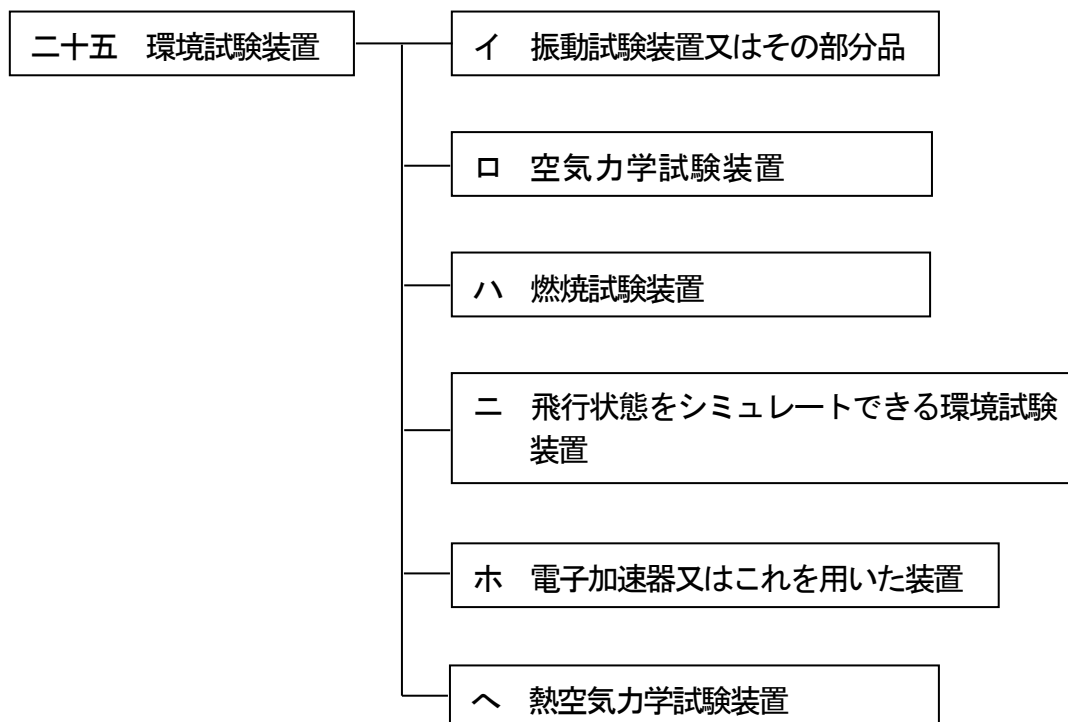
[省令] **省令第3条第二十五号**

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置であって、次のいずれかに該当するもの

[運用通達における「輸出令別表第1中解釈を要する語】 (注) 参照する語は、政省令に(下線)で示す。

<u>電子加速器</u>	電子を加速する装置をいう。
<u>空気力学試験装置</u>	風洞及び衝撃風洞を含む。

[省令の構造]



[省令等の解説]

(1) 概要

「開発又は試験に用いることができるもの」において、その開発又は試験の対象となる貨物は、次の3アイテムに限定されている。